

配偶者暴力相談支援センター

朝霞市では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、平成23年4月1日に朝霞市配偶者暴力相談支援センターを開設しました。

業務内容

- DVに関する相談
- 各種情報提供(他機関の相談窓口・保護命令の手続きについてなど)
- その他、被害者本人の安全確保と自立に必要な支援を行います。

自分の力ではどうにもできない、誰に相談すればよいのかわからない。そんなときは、1人で悩まず下記の相談窓口にご相談ください。

個人の秘密は守ります。
相談は無料です。

朝霞市配偶者暴力相談支援センター(DV相談)

日時：火曜日～日曜日(年末年始を除く)
午前9時～午後5時

場所：女性センター それいゆぷらざ

相談方法：面接及び電話(予約不要・先着順)

048-463-0356

※火曜日・土曜日は、

専門の相談員が相談をお受けします。

時間：午前10時～午後4時

相談先一覧

名称	日時	電話番号
▼朝霞市の相談窓口……面接相談(DV相談は電話相談も可) 相談場所：女性センター それいゆぷらざ		
DV相談 (配偶者暴力相談支援センター)	火曜日～日曜日(年末年始を除く) 午前9時～午後5時 ●専門の相談員による相談	048-463-2697
	火曜日・土曜日(年末年始を除く) 午前10時～午後4時	●相談専用 048-463-0356
女性総合相談	毎週木曜日(年末年始を除く) 午前10時～午後3時	048-463-2697
▼埼玉県の相談窓口……電話相談及び面接相談		
婦人相談センター DV相談	月曜日～土曜日 休館日…年末年始 午前9時30分～午後8時30分	048-863-6060
	日曜日・祝日 午前9時30分～午後5時 ●面接相談は予約制 (午前9時30分～午後5時)	
With Youさいたま 男女共同参画推進センター 相談事業	月曜日～土曜日 午前10時～午後8時30分 (祝日・第3木曜日・年末年始を除く) ●面接相談、専門相談は予約制	048-600-3800
	インターネット相談 http://www.withyou-saitama.jp/	
福祉事務所(女性相談)	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時	049-283-6800
▼警察……電話相談(警察署は面接相談も可)		
朝霞警察署(生活安全課)	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	048-465-0110 ●緊急時は夜間対応
犯罪被害者相談センター	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)	0120-381858
けいさつ総合相談センター 相談事業	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)	048-822-9110 または#9110
▼その他機関……電話相談		
人権相談		0570-003-110
女性の人権ホットライン	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	0570-070-810
人権相談 (子どものための電話相談)	(祝日を除く)	0120-007-110

発行  朝霞市女性センター
それいゆぷらざ

住所 〒351-0016 朝霞市青葉台1-7-1
(中央公民館・コミュニティセンター内)

電話 048-463-2697(直通)

E-mail soreiyu@city.asaka.saitama.jp

朝霞市

配偶者暴力相談支援センター

DV(ドメスティック・バイオレンス)
に関する相談や情報提供を行っています。

チェックしてみましょう

- 相手は急にどなったり、物を投げる?
- ささいなことでも怒られないか不安になる?
- いつも「お前が悪い」と怒られる?

いくつ当てはまりましたか?

1つでも当てはまったら被害にあっているかもしれない。

あなたが怖いと感じたり、それは不安や辛さを感じたら… **暴力** です。

迷わずご相談ください。
悩んでいるあなたを応援します。

朝霞市

「夫婦や元夫婦、恋人など親密な関係にある(あった)者同士の間で振るわれる暴力」の事です。

暴力というのは本質的に理不尽なもので、「安心」「自信」「自由」という人間らしく生きる権利を奪うものです。

たとえ夫婦の間であっても許される行為ではなく、暴力を振るわれてよい人などいません。

被害者に与える影響

直接身体に振るわれる暴力は、ケガなどの身体的暴力のみならず、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥るなど、深刻な影響をもたらし、日常生活に支障をきたす場合も少なくありません。

子どもに与える影響

暴力を目撃したことによって、子どもにさまざまな心身の症状が表れることもあります。暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭の人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を振るうことを学習することもあります。

子どもには暴力のない環境で、子ども自身がさまざまな選択をしながら育つ権利があります。

暴力の種類は1つではない!!

- 身体的暴力…殴る・ける・引きずりまわす・物を投げつける など
- 精神的暴力…大声でどなる・ののしる・脅す など
- 性的暴力…性行為を強要する・避妊に協力しない など
- 経済的暴力…生活費を渡さない・働きに行かせない など
- 社会的暴力…行動を制限する・友人に会わせない など



あなたは悪くない!!

加害者が暴力を振るうのは、「自分に責任があるから」「自分に落ち度があるから」と思っていますか? しかし、暴力を振るわれたあなたに、責任はありません。

加害者のタイプ

暴力を振るう加害者に年齢や職業など一定のタイプはありません。

DVで悩んでいるのはあなただけではありません。まずはご相談ください。解決のきっかけがつかめるかもしれません。

あなたを守るための法律があります DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により、地方裁判所に申し立て、認められれば、加害者を近づけないための**保護命令**が出されます。保護命令には、以下の種類があります。



- ◆ 被害者への接近禁止命令(6ヶ月)
- ◆ 被害者への電話等禁止命令
- ◆ 被害者の同居の子への接近禁止命令
※子が15歳以上の場合には子の同意がある場合に限りです。
- ◆ 被害者の親族等への接近禁止命令
※親族等の同意がある場合に限りです。
- ◆ 被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令(2ヶ月)

配偶者である相手方が保護命令に違反すると 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

友だちや知り合いが困っていたら…

DVIは、周囲の人に気づかれにくく、また、夫婦げんかで済まされてしまうことも少なくありません。どんなに親密な関係であっても、**暴力を振るう行為は犯罪です。**

被害を受けていることを相談するということは、勇気とエネルギーがいることです。友だちや知り合いが悩んでいたら、話を受け入れ「あなたは悪くないよ」などと声をかけ、相談機関(裏頁)を紹介してあげてください。



知っていますか?『デートDV』

DVIは、大人の間だけのものではありません。恋人同士の間でも、相手が嫌がるのに無理やり力づくで言うことをきかせたり、暴言や暴力を振るうなど、さまざまな暴力が起きています。これを、「デートDV」と言います。

